

1月の大阪ミモザカフェ | JSAO New Year Cafe 2025（憲法カフェ）に合流して

1/25の憲法カフェの感想と、紹介された書籍をいくつかメモから紹介します。

主催者は朝ドラの「虎に翼」を視聴していましたので、弁護士の橋本智子さんのお話は共感することが多かったです。憲法14条がドラマを貫く柱であったこと、女性だけでなく民族、性的マイノリティ、障害のある人などの様々なマイノリティ性を持つ登場人物が描かれていたこと、お見合いシーンでのマンスプレイニング、トーンポリシング、主人公の母が進学を認めた時の言葉、弟が「大黒柱にならなきゃ」と進学をあきらめようとしたときに「ならなくていい」と説得したことなどなど。

1985年は男女雇用機会均等法が制定されましたが、当時の条文には目的として「(女子労働者が)職業生活と家庭生活との調和を図る」となっており、女性が家庭内の労働を担う前提になっていました。1985年は第3号被保険者制度ができた年でもあり、アクセルとブレーキが両方踏まれた状態が続いているとのこと。こうした事実を確認していくことも大切なことだと思います。

憲法を詩訳された白井明大さんの朗読も良かったです（白井明大『日本の憲法 最初の話』KADOKAWA 2023）。

お話の後段で、昨今のフジテレビ事件に触れつつ、不同意性交罪にも言及されました。実務家が使う最も権威ある『注釈刑法』（2021年まで改訂されず）の昭和40年版にある、なぜ性交罪の強制、暴行脅迫が必要かの解説文を読み上げられましたが、あまりのひどさ、それが権威ある書物として流通していたとのこと、昨今のいろいろな状況の答え合わせをしている気分でした。社会は変わってきていると思います。でも、橋本弁護士が言われたように「私たちはまだそういう社会で生きている」ことを忘れずにいたいと思います。

次回は2/25（火）13時より、お昼に1時間ほどの開催を予定しています。

以下、橋本弁護士がカフェに持参されていた、「あすわか」の書籍です。

『イマドキ家族のリアルと未来－憲法カフェへようこそ 3 憲法 9 条の陰でねらわれる 24 条』

あすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）・前川喜平、2018年、かもがわ出版

『憲法カフェで語ろう 9 条・自衛隊・加憲－憲法カフェへようこそ 2』

あすわか（明日の自由を守る若手弁護士の会）・柳澤協二、2018年、かもがわ出版

以下より、試し読みもできました。

<https://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/a/0989.html>

<https://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ka/0965.html>

【参考資料】『注釈刑法』（4）各則（2）（昭和40年8月30日 初版第1刷）より
（下線部が New Year Café で橋本智子さんから紹介されました）

暴行・脅迫も反抗を著しく困難ならしめる程度で足るとする)。他方、程度を問わないとする説もある(泉二・各402頁;植松・概Ⅱ190頁)が、姦淫は強・和姦を問わず多少とも有形力の行使を伴うのが常である(首に手を掛け押し倒し、馬乗りになり、ズロースを引き脱がせる行為につき、山口地判昭34・3・2下級刑集1・3・611)から、この説によるときは意に反するか否かが唯一の標準になり、法的安定を損う(とくに女心の微妙さを考慮に入れよ。たとえば、東京地判昭35・12・22判タ117・111の事案参照)。些細な暴行・脅迫の前にたやすく屈する貞操の如きは本条によつて保護されるに値しないというべきであろうか(秋山・総判刑(19)106~107頁。なお下限が重いことに注意)。なお「相手方の意